平成２６年（フ）第１７１９号
横浜市戸塚区矢部町1684番地　第三河原ハイツ307号
債務者　深谷ひとみ
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９８３８号
東京都葛飾区東四つ木２丁目22―４―603
債務者　市川　圭子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２３３号
東京都江戸川区南葛西２丁目９―９　ハイツ吉野201
債務者　佐藤　淳子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０４号
東京都立川市羽衣町１丁目１番１―906号
債務者　松山　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５３７号
静岡県藤枝市音羽町６丁目16番地の11　スカイハイツ103号、旧住所静岡県藤枝市青木２丁目７番27―501号　エンブルネクスト藤枝
債務者　工藤　晶子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１２６８号
東京都北区赤羽北１丁目８―17―404
債務者　緑川　優子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７０６号
横浜市栄区桂台東７―17　フローラ桂台17号棟102号室、住民票上の住所横浜市戸塚区上倉田町336番地３　正平荘10号
債務者　竹中　　学
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７４２号
横浜市都筑区荏田東２丁目１番31―202号
債務者　白石　静江
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第７８７号
愛知県小牧市小牧原３丁目116番地
破産者　株式会社Ｋ２
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１６０号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１
破産者　株式会社ＮＳサクセス
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９６号
北九州市門司区恒見町21番８号
破産者　末廣産業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３４７号
札幌市中央区南１条東３丁目10番13号
破産者　有限会社グリーンテーブル
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０号
栃木県那須塩原市南郷屋４丁目137番地２、前住所栃木県那須塩原市大原間58番地10
破産者　谷本　浩一
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第２４９号
川崎市川崎区鋼管通４丁目４番１号
破産者　有限会社テレコムネット・ジヤパン
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１３６号
大阪府吹田市西御旅町３番３号
破産者　株式会社本州化学ドライセンター
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６８０号
大阪府東大阪市高井田本通５丁目１―15、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市森河内東１丁目２番20号
破産者　東大阪鍍金工業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２３５号
大阪府豊中市庄内栄町４―21―27、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市庄内栄町５丁目11番10号
破産者　株式会社伸栄
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８８２号
大阪市生野区勝山南３丁目６番６号
破産者　株式会社ウオミ
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部